

令和6年度高齢者インフルエンザ予防接種に係る請求方法について

市町村名	請求方法の説明 国保連：指定書式に予診票を添えて国保連へ請求 併用：国保連又は市町村窓口へ請求（下記参照）	091	
		高齢者インフルエンザ	
			接種期間
福知山市	併用（福知山医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
舞鶴市	併用（舞鶴医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～12/30
綾部市	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
宇治市	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
宮津市	併用（与謝医師会管内医療機関は直接請求、その他医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/15～1/31
亀岡市	国保連	国保連	10/3～1/31
城陽市	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
向日市	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
長岡京市	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
八幡市	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
京田辺市	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
京丹後市	併用（北丹医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/22～12/28
南丹市	併用（船井医師会管内医療機関のみ希望により直接請求）	併用	10/1～12/28
木津川市	併用（木津川市内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
大山崎町	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	11/1～1/31
久御山町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
井手町	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
宇治田原町	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	11/1～1/31
笠置町	併用（笠置町内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
和束町	併用（医療機関の希望により直接請求にも対応可）	併用	10/1～1/31
精華町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
南山城村	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
伊根町	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/15～1/31
京丹波町	併用（船井医師会以外の医療機関も希望により直接請求可能とする）	併用	10/1～12/28
与謝野町	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/15～1/31

令和6年度新型コロナウイルス感染症予防接種に係る請求方法について

市町村名	請求方法の説明 国保連：指定書式に予診票を添えて国保連へ請求 併用：国保連又は市町村窓口へ請求（下記参照）	191	
		新型コロナウイルス感染症	接種期間
福 知 山 市	併用（福知山医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
舞 鶴 市	併用（舞鶴医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
綾 部 市	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
宇 治 市	併用（宇治久世医師会・伏見医師会管内医療機関は希望により直接請求に対応）	併用	10/1～3/31
宮 津 市	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/15～1/31
亀 岡 市	国保連	国保連	10/3～1/31
城 陽 市	併用（宇治久世医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～3/31
向 日 市	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
長 岡 京 市	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
八 幡 市	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	10/1～1/31
京 田 辺 市	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	10/1～1/31
京 丹 後 市	併用（北丹医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
南 丹 市	併用（船井医師会管内医療機関のみ希望により直接請求）	併用	10/1～1/31
木 津 川 市	併用（木津川市内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
大 山 崎 町	併用（乙訓医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
久 御 山 町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応） バイアル製剤の接種に関して、町への直接請求をする場合は単価が変わります。 （一般 14,488円、無料 16,588円） 詳しくは、久御山町国保健康課 TEL：075-631-9913/0774-45-3906 までお問合せください。	併用	10/1～1/31
井 手 町	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	10/1～1/31
宇 治 田 原 町	併用（綴喜医師管内医療機関のみ直接請求にも対応可）	併用	10/1～1/31
笠 置 町	併用（笠置町内医療機関のみ直接請求）	併用	10/1～1/31
和 束 町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
精 華 町	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
南 山 城 村	併用（医療機関の希望により直接請求に対応）	併用	10/1～1/31
伊 根 町	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/15～1/31
京 丹 波 町	併用（船井医師会以外の医療機関も希望により直接請求可能とする）	併用	10/1～1/31
与 謝 野 町	併用（与謝医師会管内医療機関のみ直接請求）	併用	10/15～1/31